

諮問日：令和3年7月21日（令和3年度（最情）諮問第24号）

答申日：令和3年11月22日（令和3年度（最情）答申第40号）

件名：「処理に係る事案が軽微なもの」であるか否かの判断基準が分かる文書の
開示判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「文書事務における知識付与を行うためのツール」を対象文書として特定し、その抜粋部分（以下「本件開示文書」という。）に係る情報を提供した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年6月4日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

開示されたのは、「文書事務における知識付与を行うためのツール抜粋（片面で1枚）」と称する書面である。抜粋では、職員教育用資料なのか最高裁判所規則であるのか位置づけが全く不明確である。当該抜粋書面が本当に、事務総長通達「司法行政文書の管理について」の、「処理に係る事案が軽微なのであるか否か」の判断基準であるのか不明であるから苦情を申し出る。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出文書について、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第3の1において「裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁

判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、司法行政文書を作成しなければならない。」とあるが、「処理に係る事案が軽微なものである」か否かの判断基準や判断要素が分かる文書と整理した。

情報提供した「文書事務における知識付与を行うためのツール」（以下「知識付与ツール」という。）は、秘書課が作成した文書事務を担当する職員向けの資料であるが、その抜粋部分（本件開示文書）において、「管理通達」とあるのは管理通達のことであるところ、「事案が軽微なものである場合」の考え方やこれに該当すると考えられる事例が示されているから、これが管理通達の「処理に係る事案が軽微なものである」か否かの判断基準や判断要素が分かるものであることは明らかである。

- 2 苦情申出人は、原判断において知識付与ツールの前記抜粋部分（本件開示文書）を提供する方法により開示を実施したことに対して、文書全部が開示されなければその位置付けが明確にならないと主張するが、取扱要綱記第10の2は、開示の申出があった司法行政文書の開示より別の司法行政文書の提示又は情報の提供をする方が開示申出人の目的に沿うと認められる場合は、これらの文書又は情報をもって開示の対象とすることができる」と定めているところ、知識付与ツールは大部分が本件開示申出内容と無関係な記載であることから、知識付与ツール全部を開示するよりも、申出の内容に沿った部分のみを抽出して提供を行う方が、苦情申出人にとっても有用で、その目的に沿うとして、取扱要綱の前記規定に基づき、本件開示申出内容に関する記載がある部分を抜粋し、苦情申出人に情報を提供したことは相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年7月21日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 同年10月22日 審議

④ 同年11月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所は、本件開示申出文書について、管理通達記第3の1において「裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、司法行政文書を作成しなければならない。」と定められていることから、「処理に係る事案が軽微なものである」か否かの判断基準や判断要素が分かる文書と整理したとのことであり、本件開示申出書の記載を踏まえれば、本件開示申出文書について上記のとおり整理したことは合理的である。

知識付与ツールは、最高裁判所事務総局秘書課が作成した文書事務を担当する職員向けの資料であり、その抜粋部分（本件開示文書）を見分した結果によれば、本件開示文書には管理通達における「事案が軽微なものである場合」の考え方やこれに該当すると想定される事例が複数記載されていると認められるから、本件開示文書が管理通達の「処理に係る事案が軽微なものである」か否かの判断基準や判断要素が分かるものであるとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

2 苦情申出人は、原判断において知識付与ツールの前記抜粋部分（本件開示文書）を提供する方法により開示を実施したことに対して、文書全部が開示されなければその位置付けが明確にならない旨主張する。しかしながら、取扱要綱記第10の2において、開示の申出があった司法行政文書の開示より別の司法行政文書の提示又は情報の提供をする方が開示申出人の目的に沿うと認められる場合は、これらの文書又は情報をもって開示の対象とすることができる定められているところ、知識付与ツールの大部分は本件開示申出内容と無関係な記載であることから、知識付与ツール全部を開示するよりも、申出の内容に沿

った部分のみを抽出して提供を行う方が苦情申出人の目的に沿うと認められる。したがって、最高裁判所が、取扱要綱の前記規定に基づき、本件開示申出内容に関する記載がある部分を抜粋し、苦情申出人に情報を提供したことは相当であるから、苦情申出人の上記の主張を採用することはできない。そのほか、最高裁判所において、本件開示文書のほかに本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において、本件開示文書のほかに本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

最高裁判所は特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書において、最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」は、事務を処理するに当たって常に司法行政文書を作成することを義務付けているものではない。よって奈良地方裁判所が監督権の行使の要否等について口頭決裁したことを確認できる文書を作成又は取得していないことは相当であると主張している。

最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」において、「裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、司法行政文書を作成しなければならない（同通達記第3の1）」と定めている。事務総長通達の「処理に係わる事案が軽微なものであるか否か」の判断基準が分かる文書